

## 国家戦略特別区域基本方針の一部変更（案）について

- 「令和4年度税制改正の大綱」（令和3年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家戦略特区に係る課税の特例措置の期限の延長について変更するもの（※）。

## 令和4年度税制改正により実現される事項

## 1 設備投資促進税制【延長】（平成26年度創設）

国家戦略特区の特定事業（「医療」、「国際」、「農業」分野であり、国家戦略特区の規制の特例措置の適用を受ける事業又は利子補給契約に係る貸付を受ける事業）の事業主体である法人が特区内で機械等を取得した場合の法人税の特別償却又は税額控除について、**適用期限を2年間（令和6年3月31日まで）延長。**

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	45%
	建物及びその附属設備並びに構築物	23%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	14%
	建物及びその附属設備並びに構築物	7%

## 2 所得控除制度【延長】（平成28年度創設）

国家戦略特区内における設立5年未満で、規制の特例措置が重要な役割を果たす「医療」、「国際」、「農業」、「IoT」に関する革新的な事業を実施する等の要件を満たす法人の当該事業所得の20%の所得控除について、**適用期限を2年間（令和6年3月31日まで）延長。**

※本基本方針の一部変更に係る閣議決定は、「所得税法等の一部を改正する法律案」の成立後に行う。

# 国家戦略特別区域基本方針の変更箇所について

第六 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

## 3. 税制上の支援措置

### ①国家戦略特区における課税の特例措置の趣旨及び概要

#### ア) 特別償却・投資税額控除

認定区域計画に定められた実施法人が、**国家戦略特別区域法附則第1条第1号に定める日から令和6年3月31日まで**の期間内に、施行規則第1条第1号又は第2号に掲げる事業（注）を行うために設備等を取得等して当該事業の用に供した場合には、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の10又は第68条の14及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、特別償却又は税額控除（法人住民税及び事業税については特別償却）を認める特例措置を適用できる。

#### イ) 法人の所得に対する課税の特例

国家戦略特区の指定の日以後に設立され、同区域内に本店又は主たる事務所を有し、専ら施行規則第11条の2に規定する特定事業を営む法人であって、**国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成28年法律第55号）の施行の日から令和6年3月31日まで**の間に国家戦略特別区域担当大臣の指定（当該法人設立の日から5年を超えない範囲内で有効期間を付するものとする。）を受けたものについては、その有効期間内に終了する事業年度において、租税特別措置法第61条又は第68条の63の2及び地方税法に基づき、法人所得についての課税の特例を適用できる。